

令和5年度

事業計画書

社会福祉法人 厚生会

令和5年度 社会福祉法人厚生会 事業計画

「目的」

児童福祉法第41条に基づいて、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談、その他の自立のための援助を行うことを目的とする。

「基本理念」

1. 子どもの最善の利益のための支援を行う
2. 社会全体で子どもを育む

児童の権利に関する条約を基本とし、社会的養護を必要とする子どもに寄り添い、子どもの思いにこころを寄せ、子どもと子育ての家庭を支援する。

「基本方針」

- ・子どもの意思の尊重
 - ・子どもの自立支援
 - ・地域における子育て支援
 - ・サービスの質の向上と透明性の確保
1. 令和5年度重点目標
 - ① 児童養護施設幸樹園の小規模かつ地域分散化における体制づくり
 - ・本園のユニット4ヵ所、分園型小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の実施に伴う職務経験を考慮した人材育成。
 - ・専門性向上のための研修強化
 - ・職員一人ひとりの資質の向上とサービスの質の向上をはかるためにスーパービジョン体制の構築。
 - ② 権利擁護と安全教育及び清潔な環境づくり
 - <児童向け>
 - ・入所の際、権利ノートの内容を説明する。
 - ・園長を含め全職員が、生活場面や食事を通して、子どもたちから直接子ども同士のいじめや職員からの不利益な扱いを受けていないかを確認する。
 - ・各チームでのお話会や意見箱を通して、子どもの意見表明の機会とする。
 - ・それぞれの年齢にふさわしい安全教育を計画する。
 - <保護者向け>

- ・入所の際、苦情解決の仕組みをわかりやすく説明する。また権利ノートの内容を説明する。

＜職員向け＞

- ・職員会議等で、「全国児童養護施設協議会倫理綱領」を全職員で確認し、児童養護施設で働く職員としての姿勢を正す。
- ・体罰や不適切な関わりを行わないため、施設内職員研修等でスキルを身につける。
- ・職員が率先して環境美化に努める。発達段階に応じて居室等の整理整頓、清掃等の習慣が身につくよう支援する。

③ 一時保護児童の受入体制づくり

- ・令和5年度より一時保護児童の受入体制の充実を図り、一時保護施設での小規模なグループケアによる受入れを開始する。

④ 地域貢献活動

- ・青森県型地域共生社会の実施に向け、鶴田町社会福祉法人等による地域貢献活動連絡協議会事業「つなぐ！つながる！暮しのよりどころ相談所」開設による活動支援
- ・県内の社会福祉法人が連携し、迅速なサービス対応を目的とした、社会貢献活動青森しあわせネットワークへの参画

2. 事業計画の概要

(1) 安定した運営の継続

① 事業運営の透明性の向上

- ・財務諸表、現況報告書等情報公開

② 財務規律の強化

- ・適正かつ公正な支出管理
- ・内部留保の明確化

③ 事業計画の策定

- ・基本理念の明文化
- ・中長期計画
- ・児童養護施設幸樹園の事業計画

④ 人材の育成

- ・職員の育成・体制づくり

(2) より良いサービスの提供

① 子育て支援の質の向上

- ・各個人の目標設定と取組
- ・理念に基づく、専門知識、専門的関わりの職員研修

② 人材育成と定着

- ・新人職員の育成
- ・職員の処遇改善の取組
- ・働きがいのある職場・働きやすい職場

③ リスクマネジメント体制

- ・事故、苦情の集約・分析を行ない予防に努めると共に対応や支援の水準の標準化をはかる。
- ・災害に強く安心して過ごせる体制の確保

④ 地域貢献活動

- ・退所後の児童の進学及び離職した者に対する相談支援、生活支援、就労支援等。青森しあわせネットワークに参画。地域に対し相談、経済的支援、就労体験、食料提供等活動を行う。
- ・鶴田町での地域貢献活動事業「つなぐ！つながる！暮らしのよりどころ相談所」開始による活動支援

【中長期計画】

1. 児童養護施設幸樹園の社会的養育推進計画

- ・平成29年児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部が改正され、改正児童福祉法等の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられ、家庭養育優先原則を徹底し、子どもの最善の利の実現が求められた。

このことを受け、①小規模かつ地域分散化の取組 ②高機能化に向けた取組 ③多機能化・機能転換に向けた取組 ④人材育成のための取組 ⑤地域貢献のための取組を以下のとおり計画した。

① 小規模かつ地域分散化の取組

- ・本園は、鶴田町山道地区へ移転。5ユニット定員30名とし、令和4年8月に運用開始した。
- ・鶴田町山道地区と鶴田町鶴田前田地区に定員6名の地域小規模児童養護施設2箇所を令和4年8月より運用開始した。
- ・令和11年 本体施設の全ユニット（4カ所）定員4名とし、ケアニーズの高い子ども及びケアニーズの非常に高い子どもの対応ユニットを予定する。

② 高機能化に向けた取組

- ・ケアニーズが高い子どもの養育体制の充実をはかるため、情緒、行動上の問題の解消や軽減を図りながら、子どもが安心してゆだねられるよう、特定の職員のチームによる継続的・安定的な関係を築く取組を行う。
- ・家庭養育優先原則にあたり、早期の家庭復帰や養子縁組、里親委託へつなげる取組を行う。
- ・ケアニーズが非常に高い子どもの養育体制について、令和11年度をめどに、1ユニットの定員を4名とし、子どもに対する十分なケアが可能な単位とする。
- ・心理職員を配置し看護師及び精神医療機関と連携し、より手厚いチーム体制の取組を行う。

③ 多機能化・機能転換に向けた取組

- ・一時保護委託の受入体制の整備として、一時保護児童に対し小規模なグループケアのための専用施設を令和4年に整備した。今年度より定員6名の一時保護実施特別加算事業を実施する。
- ・里親に対する相談支援として、児童養護施設における子どもの養育に関する専門性や親子再構築支援や自立支援に関するノウハウの提供及び緊急時のレスパイトケア調整と受入れなど里親支援を行う。
- ・平成29年より五所川原市と子育て短期支援事業の委託契約を結び事業に取組

んでいる。令和5年度より鱒ヶ沢町と子育て短期支援事業の委託契約を締結する予定。

④人材育成のための取組

- ・人材育成の方針として、施設の理念・基本方針に基づき、期待する職員像を示し、トータルな人材マネジメント・人材確保・人材定着・人材育成に努め、職員の専門性をはかり、質の高い福祉サービスを継続的に提供できるよう目指す。
- ・定期的な職員との個別面談を実施しコミュニケーションをはかり支援する。
- ・職員に対し、知識、技術、資格取得等を踏まえた適切な研修機会を提供する。
- ・福祉ニーズの多様化・複雑化・必要とされる専門性、またキャリアアップ支援のための、職員の資格取得を促進する。
- ・職員一人ひとりの知識、技術水準等を踏まえ、その資質向上とサービスの質の向上をはかるために必要な指導等を行うスーパービジョン体制を構築する。

⑤地域貢献のための取組

- ・退所後の児童の進学及び離職した者に対する相談支援、生活支援、就労支援等。青森しあわせネットワークに参画。地域に対し相談、経済的支援、就労体験、食料提供等活動を行う。
- ・鶴田町での地域貢献活動事業「つなぐ！つながる！暮らしのよりどころ相談所」開始による活動支援を行う。
- ・福祉避難所として、施設の設備や備蓄物資を提供するなど災害支援を行う。

2. 事業継続計画（BCP）の策定

- ・社会福祉施設において、災害や感染症発生になっても、最低限のサービス提供を維持しなければならない。事業継続に必要な事項を定める「事業継続計画（BCP）」を作成する。

3. 旧園舎の解体工事計画

- ・旧園舎の解体工事を5年以内の令和9年度までに行う。解体工事経費は自己資金賄わなければならないので、5年計画で施設整備積立金の財源確保を図る。